

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

株式会社ハートケア港

本指針の目的

この指針は、株式会社ハートケア港が運営する事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう防止することを目的とする。

1. 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための基本的考え方

当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2. 感染症 予防及び蔓延防止のための体制

- (1) 当事業所では、感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討するために、感染対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。また、委員会の責任者は管理者とする。
- (2) 委員会の委員は、管理者と職員とする。
- (3) 委員会には、感染症対策担当者（以下「担当者」という）を1名置き、委員会は担当者が招集する。
- (4) 委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催し、検討結果を共有する。
- (5) 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
 - ① 感染症の予防体制の確立に関すること
 - ② 指針・マニュアル作成に関すること
 - ③ 従事者を対象とした感染予防研修の実施に関すること
 - ④ 利用者の感染症等の既往の把握
 - ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
 - ⑥ 感染症発生時の対応と報告
 - ⑦ 感染対策実施状況の把握と評価
 - ⑧ 感染症発生時を想定した訓練の実施
- (6) 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理を衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う
 - ① 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
 - ② 全従事者を対象に、定期的な研修を年1回以上行う

3. 平常時の対応

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日ごろから整理整頓を心掛け、換気、掃除、消毒を敵的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 従業者の標準的な感染対策（スタンダードプレコーション）として、検温、手洗い、手指消毒を行う。
- (3) 従業者は、利用者の以上の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の大きさや声の調子大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、すぐに家族、関係事業所に報告する。

4. 感染症や食中毒の発生の対策

- (1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という）が発生した場合や、それが疑わしい症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - ① 従業者が利用者の健康管理上、感染を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める
 - ② 受診の結果、感染症等と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。

- ③ 事業所内に当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医等に相談する
 - ④ 事業所がサービス提供している他の利用者の健康状態も把握する。
- (2) 従業者は感染症等が発生した時、又はそれが疑わしい状況が生じた時は、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
- ① 発生時は、手洗いや排せつ物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させる事のないよう、特に注意を払うこと。
 - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニル袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ③ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の調整を行うこと
- (3) 感染者が発生した場合には、利用者の主治医に報告した対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、職員に周知する。

5. その他

- (1) 法人は、一定の場合を除く、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。
- (2) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (3) 指針は誰にでも閲覧できるように事業所に備え置くとともにホームページにも公開することとする。

附則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。